

## 【お知らせ】 特別児童扶養手当証書が廃止になりました

令和6年7月より、特別児童扶養手当証書（ピンク色）が廃止になりました。

所得状況届提出の際、証書を回収しますので、ご協力ください。

- 令和6年7月以降、新たな証書の発行はありませんので、「特別児童扶養手当 障害認定通知書」または「有期再認定通知」にて、受給者記号番号・等級・認定期間・次回判定年月日等をご確認ください。
- 手当受給の証明が必要な場合は「特別児童扶養手当受給証明書※」を交付しますので、子育て支援課または各地域局市民サービス課に申請してください。

### ※特別児童扶養手当受給証明書について（留意事項）

- 所得制限により支給を停止している場合は交付できません。
- 証明書交付後、亡失した場合や有効期限が過ぎた場合は再度申請が必要になります。
- 証明書の有効期間内に受給者でなくなった（資格喪失した）場合、交付済の証明書は無効になります。

#### お問い合わせ

横手市役所 子育て支援課 児童家庭係 0182-35-2133